

都市再生特別措置法 { 第 88 条 第 108 条 第 108 条の 2 } に基づく届出のしおり

【藤沢市立地適正化計画】

重要事項説明

居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外において**一定規模以上の開発行為等**を行う場合、市長への**届出が義務**づけられています。

これらの届出をしない場合に罰則（30万円以下の罰金）が科されるなど、届出義務を知らないで宅地又は建物を購入等した者は不測の損害を被る可能性があるため、届出義務に関する規定が「宅地建物取引業法第35条 重要事項の説明等」の対象になります。

藤沢市では、誘導施設を建築・開発する場合、届出が必要となるため、（それぞれの都市機能誘導区域内で設定された誘導施設を建築・開発する場合を除く。）**市内全域**が**重要事項説明の対象**となります。

また、市街化調整区域や各ハザードエリア内*の場合は、原則、居住誘導区域外となるため、合わせて説明が必要となります。

※内水浸水想定区域（浸水深0.3m未満）は対象外

また、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合も事前の届出が必要となります。

藤沢市 計画建築部 都市計画課

電話：0466-50-3537 (直通)

藤沢市立地適正化計画及び届出様式等は、藤沢市ホームページからご覧ください。

(2024年(令和6年)3月に居住誘導区域の変更を行いました。)

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/tosikei/rittitekiseikakeikaku.html>



届出制度の内容（法第 88 条又は第 108 条関係）

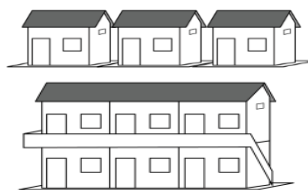
※第 108 条の 2 の規定による誘導施設の休廃止の届出は 5 ページをご覧ください。

都市再生特別措置法 第 88 条第 1 項又は第 108 条第 1 項の規定に基づき、「居住誘導区域外」又は「都市機能誘導区域外」で開発行為等を行う場合は、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所等について、市長への届出が必要となります。

○藤沢市で届出が必要な行為

- ・居住誘導区域外（防災対策先導区域（拠点除く）・市街化調整区域等）で、3 戸以上の住宅の建築や開発行為を行う場合
- ・居住誘導区域外における 1 戸又は 2 戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その敷地の規模が 1,000 m²以上のもの
- ・誘導施設を設置する場合（各都市機能誘導区域で設定されている誘導施設をその区域内で設置する場合を除く。）

3 戸以上の住宅の例



- ※開発行為の場合、開発の区域の全部又は一部が居住誘導区域外にある場合は、届出対象になります。
- ※建築行為の場合、対象の建築物（3 戸以上等）のそれぞれの棟が全部又は一部でも居住誘導区域外に位置する場合、届出対象になります。（敷地ではなく、建築物の位置が対象となります。）
- ※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舎や老人ホームは含みません。また、農林漁業を営む者の居住の用に供するものは届出対象外になります。
- ※届出をしないで開発行為等を行ったり、虚偽の届出を行った場合、30 万円以下の罰金に処せられることがあります。（都市再生特別措置法第 130 条）
- ※津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域内において、切り土等により地盤面を下げる計画や地下階に住宅を設ける計画に対しては、藤沢市が勧告する可能性があります。

〔ハザードエリア等の詳細については、「防災政策課」でご確認ください。〕

- ・津波ハザードマップ
- ・土砂災害・洪水ハザードマップ
- ・津波避難施設整備補助
- ・津波避難ビル協定 等

〔土砂災害特別警戒区域などの「土砂災害のおそれのある区域」は、神奈川県ホームページをご覧ください。〕

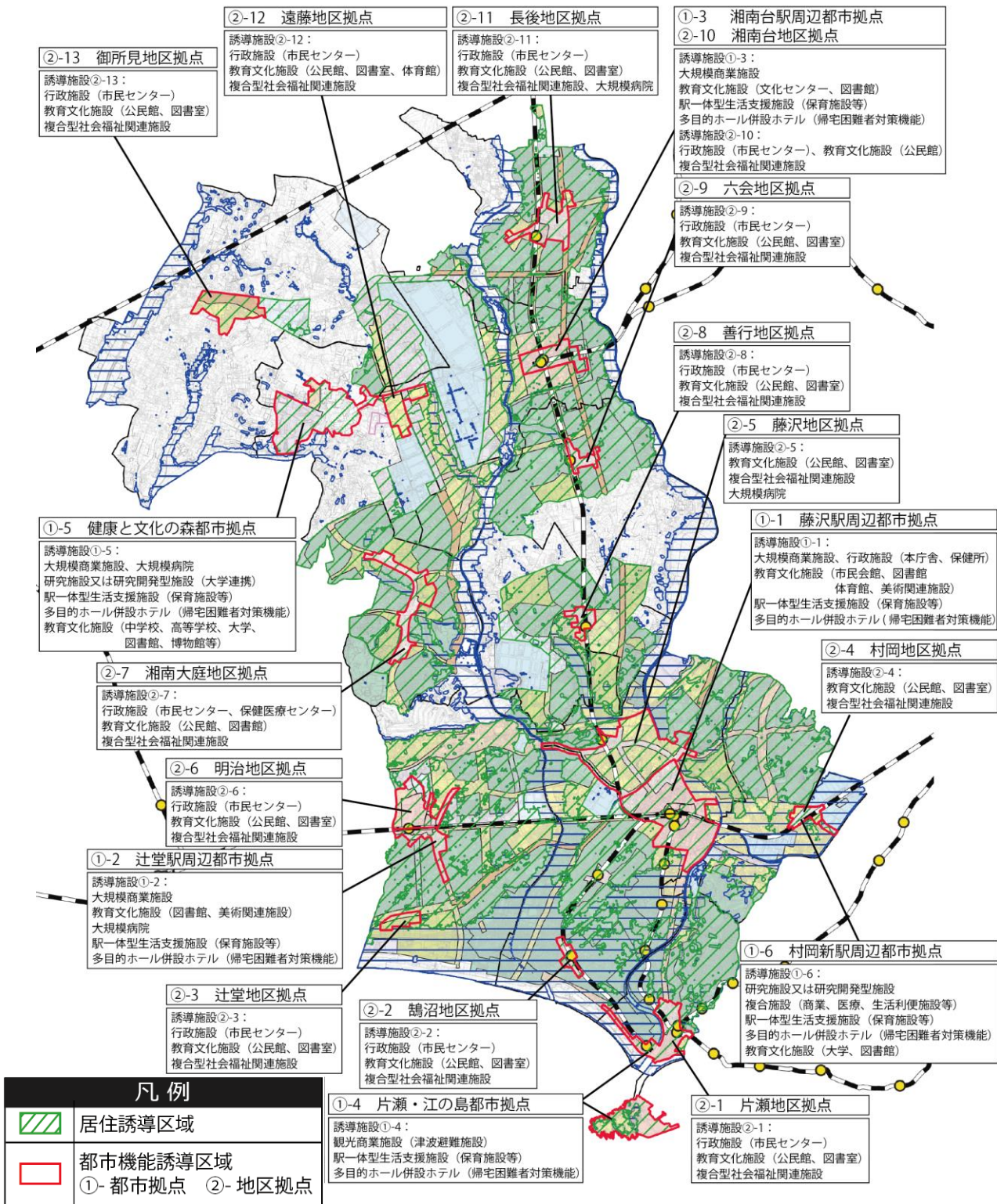
- ・神奈川県土砂災害情報ポータル

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>



■ 2024年(令和6年)3月に災害ハザードエリアの更新等に伴い、次の区域を居住誘導区域から除外しました。

- 更新した災害ハザードエリア：土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、津波災害警戒区域（策定時：津波浸水想定区域）
- 新たに追加した災害ハザードエリア：家屋倒壊等氾濫想定区域、高潮浸水想定区域、内水浸水想定区域（浸水深0.3m以上）



区域の詳細については、次の URL でご覧いただけます。

ふじさわキュンマップ

<https://webgis.alandis.jp/fujisawa14/portal/index.html>



【届出対象行為】

1) 居住誘導区域外の場合

	開発行為	建築行為
届出対象行為	① 3戸以上の住宅の建築を目的とする場合 ② 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その敷地の規模が1,000 m ² 以上のもの	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
届出様式(正副2部)	様式第10	様式第11
添付書類(各1部) ※副本への添付不要	<ul style="list-style-type: none"> ・現況図(当該地及び周辺の公共施設を表示する図面)(縮尺1,000分の1以上) ・土地利用計画図(縮尺100分の1以上) ・案内図(当該地の位置を示すもの)(縮尺2,500分の1以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書 ・委任状(代理人に委任する場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図(縮尺100分の1以上) ・2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上) ・案内図(当該地の位置を示すもの)(縮尺2,500分の1以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書 ・委任状(代理人に委任する場合)

◆届出内容を変更する場合・・・様式第12、上記と同様の書類

※戸建て住宅での届出の場合、1棟ごとの申請ではなく、全棟まとめた届出になります。

図面は各棟必要ですが、案内図、配置図はまとめたものでかまいません。

2) 誘導施設を建築する場合

※「都市機能誘導区域内」で、その都市機能誘導区域に設定されている誘導施設を建築・開発する場合は、除きます。

	開発行為	建築行為
届出対象行為	【表1】に掲げる誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	①【表1】に掲げる誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して、【表1】に掲げる誘導施設を有する建築物とする場合
届出様式(正副2部)	様式第18	様式第19
添付書類(各1部) ※副本への添付不要	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の用途及び面積が分かる書類 ・現況図(当該地及び周辺の公共施設を表示する図面)(縮尺1,000分の1以上) ・土地利用計画図(縮尺100分の1以上) ・案内図(当該地の位置を示すもの)(縮尺2,500分の1以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書 ・委任状(代理人に委任する場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の用途及び面積が分かる書類 ・配置図(縮尺100分の1以上) ・2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上) ・案内図(当該地の位置を示すもの)(縮尺2,500分の1以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書 ・委任状(代理人に委任する場合)

◆届出内容を変更する場合・・・様式第20、上記と同様の書類

【表1】誘導施設の詳細設定一覧

誘導施設	詳細	設定理由
大規模商業施設	生鮮食料販売、飲食店を含む複合的な機能を有する施設で売場面積の合計が5,000㎡以上のもの	「藤沢駅周辺都市拠点」、「辻堂駅周辺都市拠点」は、本市の中心市街地、広域連携・複合拠点として、10,000㎡以上の百貨店やショッピングモールといった大規模商業施設が立地しており、今後も必要な機能となっている。そのため、今後の施設更新の際には、最低限現在の商業規模の半分程度（5,000㎡以上）を維持していくことを目的に設定する。 また、「湘南台駅周辺都市拠点」及び「健康と文化の森都市拠点」の魅力を高めるため、大規模商業施設を誘導していくことを目的に設定する。
観光商業施設 (津波避難施設)	お土産品の販売などの観光客向けの店舗、飲食店を含む複合的な機能を有する商業施設のうち、津波避難施設の機能を有するもの (藤沢市と協定)	「片瀬・江の島都市拠点」は、本市の広域海洋リゾート・レクリエーション拠点として、首都圏を含む広域から観光客を集めている。一方、ほぼ全域が津波の浸水想定区域となっており、観光客が安心して、訪れることができる環境づくりが必要となっている。そのため、津波避難施設としての機能を有した観光に寄与する観光商業施設を誘導していくことを目的に設定する。
研究施設 又は 研究開発型施設	村岡新駅周辺における事業者、大学等が行う研究開発活動又は研究者や事業者、学生、市民等、多様な主体の連携による新たな研究開発や事業の創出・支援に資する活動とともに、それらの発信・体験等を行うもの	「村岡新駅周辺拠点」は、既存の研究開発機能を活かしながら、新駅設置を契機に、更なる研究開発機能及びイノベーション機能・研究支援機能等を集積し、一帯の拠点性創出に資する施設を誘導することを目的に設定する。
複合施設 (商業、医療、 生活便利施設 等)	飲食・その他サービス等の店舗や、住民の日常生活に必要な食料品や日用品を販売する店舗（500㎡以上）及び医療法第1条の5第2項に定める診療所（2箇所以上）が併設されたもの	「村岡新駅周辺都市拠点」では新たな都市拠点創出に向け、住民、就業者、来街者等のくらしやすさや交流・にぎわい等利便性・快適性の向上を図るため、複合施設を誘導していくことを目的に設定する。
大規模病院	医療法第1条の5第1項に定める病院のうち、病床数200以上かつ内科、外科、整形外科、小児科など複数診療科目があるもの	本市の医療環境を支える施設として、一定病床数以上の病院を維持していくことを目的に設定する。
複合型社会 福祉関連施設	「社会福祉法」「老人福祉法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「生活保護法」「高齢者の医療の確保に関する法律」「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」「介護保険法」「児童福祉法」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「母子保健法」「障害者総合支援法」に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設や地区ボランティアセンター等の地域福祉の拠点となる施設を複数設置するもの	地域コミュニティの拠点となる市民センター・公民館の再整備等に合わせ、社会福祉関連施設の機能集約を図ることにより、地域住民等利用者の利便性を高めるとともに、各施設の連携強化が促進される。そのため、複合型の社会福祉関連施設を維持・誘導していくことを目的に設定する。 ※近隣の既存施設により、機能が充足する場合には、単体での整備となる場合もあります。

誘導施設	詳細	設定理由
駅一体型 生活支援施設 (保育施設等)	買い物時の一時預かり保育など、生活支援に資する施設で駅と一体で整備されたもの	各都市拠点の中心部(駅)において、子育て支援、経済活性化(駅周辺への回遊性)を推進するため、生活支援施設を誘導していくことを目的に設定する。
多目的ホール 併設ホテル (帰宅困難者対策機能)	宿泊者以外も利用可能な多目的ホール(350㎡以上の床面積を有するもの)を併設し、災害時の帰宅困難者の一時滞在施設として利用可能なホテル(客室数50室以上かつ平均客室面積13㎡以上のもの、又は客室数40室以上かつ平均客室面積18㎡以上のもの) (藤沢市と協定)	「健康と文化の森都市拠点」は、本市の学術文化新産業拠点に位置付けられていることから、産学公連携による新たな産業創出や高度教育・研究機能を発揮できる施設を誘導していくことを目的に設定する。
教育文化施設 (中学校、高等学校、大学、図書館、博物館等)	「学校教育法」に定める施設(中学校、高等学校及び大学に限る)、「図書館法」に定める施設、「博物館法」に定める施設及び文化財等資料の収集、保管並びに展示などを行う施設	「健康と文化の森都市拠点」は、本市の学術文化新産業拠点に位置付けられていることから、産学公連携による新たな産業創出や高度教育・研究機能を発揮できる施設を誘導していくことを目的に設定する。
教育文化施設 (大学、図書館)	「学校教育法」に定める施設(大学に限る)、「図書館法」に定める施設	「村岡新駅周辺都市拠点」は、研究開発拠点に位置付けており、研究開発機能や市民等と連携・共創する高度教育・研究機能等を有する施設を誘導していくことを目的に設定する。

- **誘導施設を休止又は廃止しようとする場合の届出**(法第108条の2関係)
都市機能誘導区域内で、上記の表1に掲げる誘導施設を休止又は廃止しようとする場合、**休止又は廃止しようとする30日前までに**、市長に届出が必要です。

届出様式(正副2部)	様式第2-1
添付書類(各1部) ※副本への添付 不要	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の用途及び面積が分かる書類 ・配置図(縮尺100分の1以上) ・各階平面図(縮尺50分の1以上) ・案内図(当該地の位置を示すもの)(縮尺2,500分の1以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書 ・委任状(代理人に委任する場合)

開発行為届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日 (宛先) 藤沢市長</p> <p style="text-align: right;">届出者住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	(戸数)
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	(該当エリア (○で囲む)) 調整区域・津波・洪水・その他 ()

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類) 案内図・現況図・土地利用計画図・委任状

様式第11 (第35条第1項第2号関係) (平26国交令67・追加、令2国交令98・一部改正)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <p> { 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(宛先) 藤沢市長</p> <p style="text-align: center;">届出者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番： 地目： 面積（敷地合計）： m²
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	(戸数)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 年 月 日 (該当エリア (○で囲む)) 調整区域・津波・洪水・その他 ()

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類) 案内図・配置図・各階平面図・立面図・委任状

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）藤沢市長

届出者住所

氏名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発行為届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日 (宛先) 藤沢市長</p> <p>届出者住所</p> <p>氏名</p>		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第19（第52条第1項第2号関係）（平26国交令67・追加、令2国交令98・一部改正）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p> { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;"> 年 月 日 (宛先) 藤沢市長 </p> <p style="text-align: center;">届出者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番： 地目： 面積（敷地合計）： m²
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 年 月 日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）藤沢市長

届出者住所

氏名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

(宛先) 藤沢市長

届出者住所

氏名

都市再生特別措置法第 1 0 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の (休
止・廃止) について、下記により届け出ます。

記

1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称

用 途

所在地

2 休止 (廃止) しようとする年月日 年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 休止 (廃止) に伴う措置

(1) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場
合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場
合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表
者の氏名を記載してください。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必
要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は
当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

記入例 1 (様式第 10)

様式第 10 (第 35 条第 1 項第 1 号関係) (平 26 国交令 67・追加、令 2 国交令 98・一部改正)

開発行為届出書

届出日を記入
(工事着手の 30
日前まで)

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に
下記により届け出ます。

● 年 月 日
(宛先) 藤沢市長

共有等で記入しきれない場合は、代
表者の氏名及び「他○名」と記載し
て、別紙に共有者各々の住所・氏名
を記載 (共有者全員)

届出者住所 藤沢市 ○○
△丁目 XXXX

氏名 ○○株式会社
代表取締役△△△△

押印が廃止さ
れました。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	藤沢市 ○○ △丁目 XXXX
	2 開発区域の面積	□□□□. □□ 平方メートル
	3 住宅等の用途	集合住宅 (戸数 5)
	4 工事の着手予定年月日	○○年 ○月 ○●
	5 工事の完了予定年月日	○○年 ○月 ○日
	6 その他必要な事項	<p>開発行為における行為着手届の 工事着手年月日を記入</p> <p>(該当エリア (○で囲む)) 調整区域・津波・洪水・その他 ()</p>

・市街化調整区域、津波災害警戒区域
等の誘導区域外の該当項目を囲む。

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者
の氏名を記載すること。

(添付書類) 案内図・現況図・土地利用計画図・委任状

記入例 2 (様式第 11)

様式第 11 (第 35 条第 1 項第 2 号関係)
8・一部改正)

戸建て住宅での届出の場合、1 棟ごとの申請ではなく、全棟まとめた届出になります。
図面は各棟必要ですが、案内図、配置図はまとめたものでかまいません。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

該当する箇所に○

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築

建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

● 年 月 日
(宛先) 藤沢市長

共有等で記入しきれない場合は、代表者の氏名及び「他○名」と記載して、別紙に共有者各々の住所・氏名を記載 (共有者全員)

届出者住所 藤沢市 ○○
△丁目 XXXX

氏名 ○○株式会社
代表取締役△△△△ ●

押印が廃止されました。

届出日を記入
(工事着手の 30 日前まで)

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番： 藤沢市△丁目 XXXX 他 地目：宅地 他 面積 (敷地合計)： 1,300.25 m ²	複数地番、地目がある場合、主のものを記載し、「他」とする。 戸建ての場合、面積は合計値
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	戸建て住宅 (戸数 5)	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 の他必要な事項	(着手予定年月日) 2024 年 ○月 ×日 (該当エリア (○で囲む)) 調整区域・津波・洪水・その他 ()	

注 届出者が法人である場合においては、氏名の氏名を記載すること。

・市街化調整区域、津波災害警戒区域等の誘導区域外の該当項目を囲む。

(添付書類) 案内図・配置図・各階平面図・立面図・委任状

届出対象 誘導施設一覧(○:各拠点に設定されている誘導施設)

	大規模商業施設 (5,000㎡以上)	観光商業施設 (非営利施設)	研究施設又は 研究開発型施設	複合施設 (商業、生活便利施設)	大規模病院 (200床以上)	複合型社会福祉 関連施設	駅一休型 生活支援施設 (保育施設等)	多目的ホール 併設ホテル (帰宅困難者対策機能)	行政施設 (本庁舎、市民センター等)	教育文化施設 (学校、図書館、博物館等)	教育文化施設 (大学、図書館)	教育文化施設 (図書館、体育館等)
①-1	○	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○	○	○	届出要	届出要	○
①-2	○	届出要	届出要	届出要	○	○	○	○	○	届出要	届出要	○
②-6	○	届出要	届出要	届出要	○	届出要	○	○	届出要	届出要	届出要	○
①-2	○	届出要	届出要	届出要	○	○	○	○	届出要	届出要	届出要	○
①-3	○	届出要	届出要	届出要	届出要	○	○	○	届出要	届出要	届出要	○
②-10	○	届出要	届出要	届出要	届出要	○	○	○	届出要	届出要	届出要	○
①-4	届出要	○	届出要	届出要	届出要	○	○	○	届出要	届出要	届出要	○
②-1	届出要	○	届出要	届出要	届出要	○	○	○	届出要	届出要	届出要	○
①-4	届出要	○	届出要	届出要	届出要	届出要	○	○	届出要	届出要	届出要	届出要
①-5	○	届出要	届出要	届出要	○	届出要	○	○	届出要	○	届出要	届出要
①-6	届出要	届出要	○	○	届出要	届出要	○	○	届出要	届出要	○	届出要
②-2	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○
②-3	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○
②-4	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○
②-5	届出要	届出要	届出要	届出要	○	○	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○
②-7	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○
②-8	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○
②-9	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○
②-11	届出要	届出要	届出要	届出要	○	○	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○
②-12	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○
②-13	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○	届出要	届出要	届出要	届出要	届出要	○

※②-1片瀬地区拠点は①-4片瀬・江の島都市拠点、②-4村岡地区拠点は①-6村岡新駅周辺都市拠点、②-6明治地区拠点は①-2辻堂駅周辺都市拠点と都市機能誘導区域が一部重複していますので、ご注意ください。